

1. 鉄道近接工事とは？

線路沿線での列車運行に影響を及ぼす範囲において、国・地方自治体、施工会社等の発議者によって行われる工事を鉄道近接工事といいます。

これは、鉄道に近接した範囲内（大型重機を使用の場合は重機倒壊により線路を支障する恐れのある範囲を含む）で工事を行う際に、その工事が原因となる事故によりお客さまがけがをされたり、鉄道設備が損傷したりすることのないよう、工事を着手する前に鉄道事業者と発議者でルールと手続きを取り決め、工事を進めるものです。

道路工事を行うにあたっては、様々な手続きが必要ですが、それと同様に、鉄道沿線での工事についても手続き（鉄道近接工事での文書取り交わし）が必要となります。

2. 鉄道近接工事の根拠

近接工事の施行にあたっては、建設工事公衆災害防止対策要綱において事前に鉄道事業者等と協議することとされています。

●建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）【一部抜粋】

（土木工事編）

第40 鉄道事業者との事前協議

- 2 発注者は、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、鉄道事業者等に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道事業者と協議しなければならない。

（建築工事編）

第15 飛来落下による危険防止

- 2 施工者は、建築工事等を施工する部分が、作業場の境界の近くで、かつ、高い場所にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって作業場の周辺に危害を及ぼすおそれがあるときは、建築基準法の定めるところにより、作業場の周囲その他危害防止上必要な部分をネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。

第28 鉄道及び軌道敷近傍での作業

- 1 発注者は、鉄道及び軌道敷に近接した場所で建築工事等を施工する場合においては、保全に関し必要な事項を鉄道事業者と協議しなければならない。

第37 架線、構造物等に近接した作業

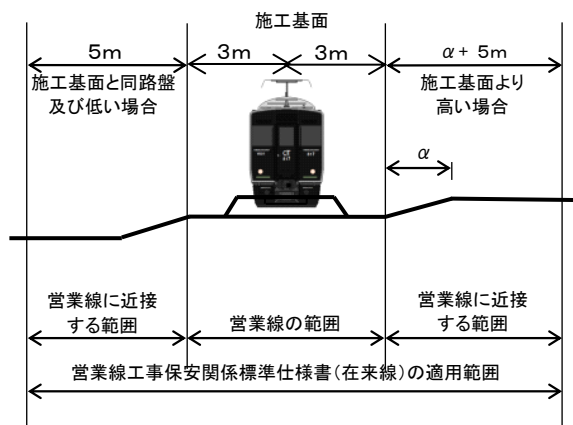
- 1 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て建設機械を操作する場合においては、接触のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならない。
- 2 施工者は特に高圧電線等の重要な架線、構造物に近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、センサー等によって危険性を検知する技術の活用を努めるものとする。

第41 移動式クレーン

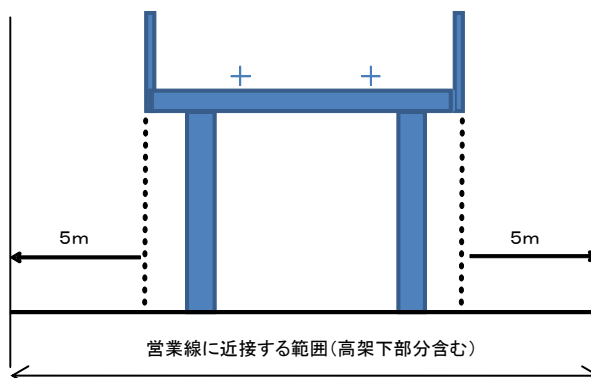
- 1 施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度、接地圧、アウトリガー反力等の検討及び確認を行い、適切な作業地盤の上で使用しなければならない。

3. 在来線近接工事の範囲（基本的な考え方）

【一般区間】



【高架区間】



※ 線路中心から概ね8m以内は鉄道近接工事の範囲（営業線工事保安関係標準仕様書（在来線の適用範囲）となります。ただし、工事の施行内容によっては、概ね8mを超える場合であっても、使用重機、機材、環境条件によって、鉄道近接工事としての取り扱いが必要となるため、概ねの範囲での協議が必要です。

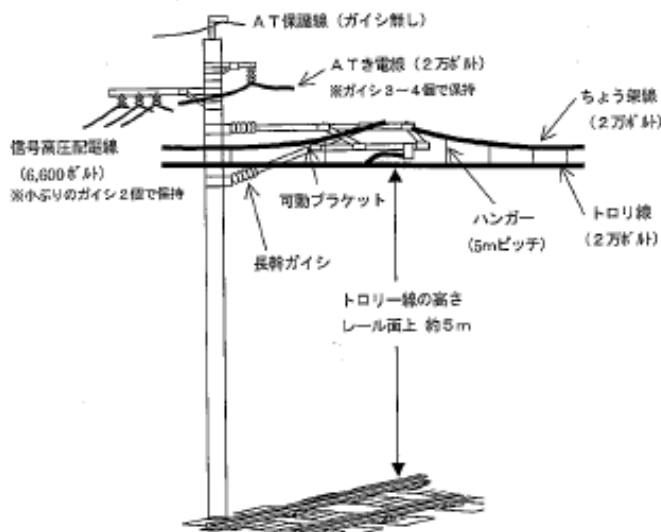
4. 在来線近接工事の協議を必要とする主な作業

- ① 建物の新築及び解体、修繕（クレーン・杭打機・掘削機の使用、足場仮設撤去等）
- ② 立木の伐木
- ③ 道路・橋梁等の点検、補修、架替、塗装等（薬液注入・矢板打・切削機の使用）
- ④ 宅地造成等に伴う盛土・切土
- ⑤ 線路上空横断・電柱建植等（建柱車・クレーン等の使用）
- ⑥ 地下埋設管の新設・撤去等（バックホー・矢板打）
- ⑦ 線路沿線での測量（測量用スタッフの使用）
- ⑧ トンネル上部で行う作業

など

(1) 電車線・高圧配電線の近接作業

○鉄道高圧電線に2.0メートル以内に接近して行う作業

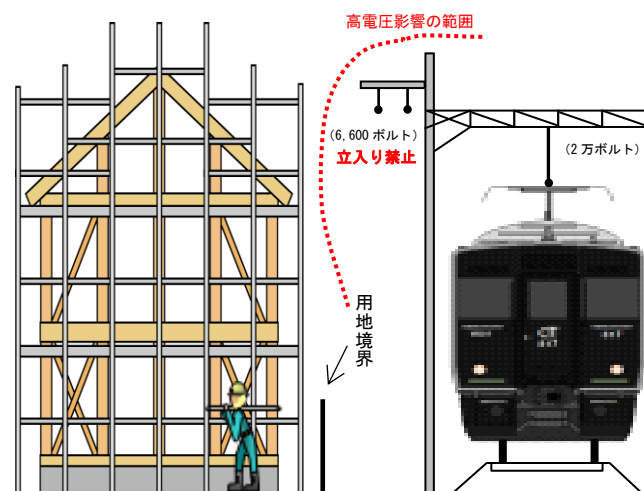


※ トロリー線・信号高圧配電線・ちょう架線
ATき電線は高圧電線です。

架線への接触や影響範囲以内に近づくと感電し、死亡事故に至る恐れがあります。そのため、線路に接近する作業については十分に注意しなければなりません。

したがって、線路に近接した作業を施工される場合は、事前の打合せが必要です。

○線路に近接する範囲での家屋新設など

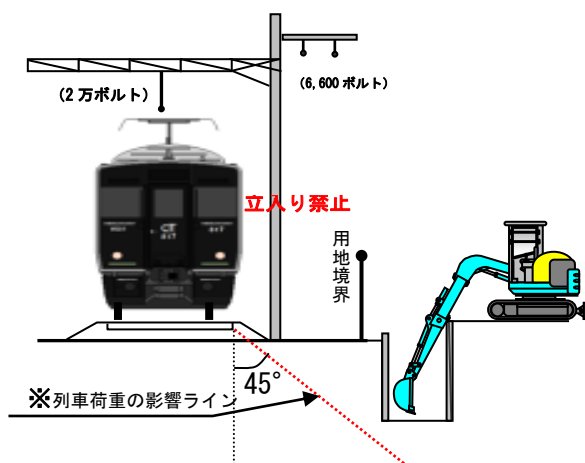


※ 建物の解体・新築及び外壁補修工事の際は、資材等の落下や飛来防止により、列車への衝撃を防ぐための措置が必要です。

足場の倒壊による列車との衝撃や養生シートの飛散による架線へ接触等により、列車脱線事故や感電事故に至る恐れがあります。

したがって、感電・列車との衝撃を防止するため、事前の打合せが必要です。

(2) 線路に近接して行う掘削作業



※ 線路に近接して重機械による掘削等の工事を行う場合は鉄道構造物の変状が危惧されます。

使用重機械の規模や旋回範囲のほか、掘削の影響によって、軌道の沈下が生じ、列車脱線事故に至る恐れがあります。

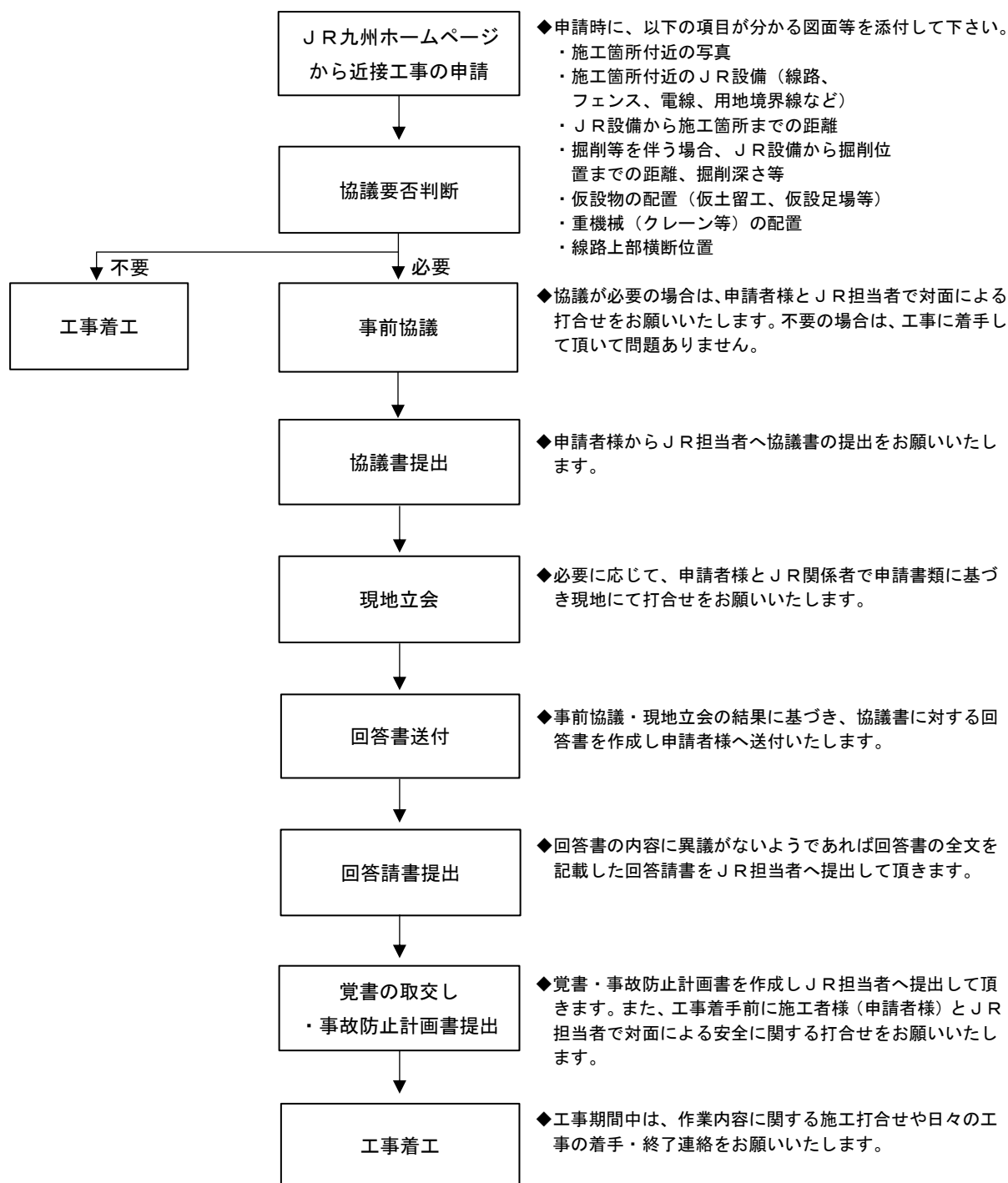
したがって、保安要員（工事管理者（軌道工事管理者）・列車見張員）の配置や鉄道構造物の計測管理など、安全作業のための条件があり、事前の打合せが必要です。

※地質により影響ラインは異なるため、協議が必要

5. 在来線近接協議の流れ

近接工事の申請から工事着工までの流れは以下のとおりです。申請内容にもよりますが、協議申請から工事の着工まで、通常であれば1～2ヶ月程度のお時間を頂いております。

また、JRの電線の防護などが必要な場合は、4～5ヶ月程度（施工場所によっては半年程度）の期間を要することがありますので、余裕を持って早目に申請をお願いいたします。



6. 在来線近接協議の注意事項

鉄道に近接した工事は特殊性、特異性が高いため、工事の施行内容により以下の費用が発生することがあり施行者様にご負担いただくことになります。

鉄道の安全・安定輸送ならびに鉄道を利用されるお客さまや工事に従事する皆様の安全を確保するためにご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○保安要員（工事管理者・列車見張員など）の配置に要する費用

○電車線などの配電停止に要する費用

○電車線防護に要する費用

○鉄道構造物への影響の検討に要する費用

○鉄道構造物の計測管理に要する費用

○その他

- ・線路上空を横断する電線・通信線等の新設・撤去工事は、工事立会資格を持った会社と直接契約して施工していただくことになります。

- ・鉄道用地内の測量については、測量関係者の感電、列車との衝突事故防止のため、弊社が受託して行います。